

第 11 次奈良県交通安全計画(案)作成に係る新旧対照(作成区分)表

資料 4

- ①欄は、第10次奈良県交通安全計画(H28～R2)を参考まで記載しています。
- ②欄の下線は、第11次計画における新規項目及び変更項目を示しています。また、①欄の下線は、県独自の項目(表現)を示しています。
- 第11次交通安全基本計画(案)を奈良県の地域性・特殊性を勘案し、修正・追加・削除をお願いします。
- 第11次交通安全基本計画(案)は全てご確認いただき、各項目内に、修正・追加・削除すべき内容があれば、③担当課(室)等欄にかかわらず修正・追加・削除してください。
- ③担当課(室)等欄は、令和2年度交通安全実施計画等の担当課(室)を参考にして事務局にて目安として記載していますが、誤っている場合も考えられますので、第11次交通安全基本計画(案)の全てについてご確認をお願いします。(③担当課(室)等欄に記載のない幹事につきましても第11次交通安全基本計画(案)全てをご確認願います。)
- ()は、幹事以外の照会先を示しています。

① 第10次奈良県交通安全計画	② 第11次交通安全基本計画(案)	③ 担当課(室)等
<p>まえがき 目次 <u>計画の基本的な考え方</u></p> <p>第1章 道路交通の安全</p> <p>第1節 道路交通事故のない社会を目指して</p>	<p>計画の基本理念</p> <p>第1部 陸上交通の安全</p> <p>第1章 道路交通の安全</p> <p>第1節 道路交通事故のない社会を目指して(基本的考え方)</p>	<p>交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>交通企画課、交通規制課、交通指導課、近畿運輸局奈良運輸支局、道路保全課、近畿総合通信局、消防救急課、防災統括室、地域医療連携課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>第1章 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>第1節 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p>
<p>第2節 道路交通の安全についての目標</p> <p>I 道路交通事故の現状と今後の見通し</p> <p>1 道路交通事故の現状</p> <p>2 道路交通事故の見通し</p> <p>II <u>奈良県交通安全計画における目標</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>① 令和2年までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける(25人以下を目標)。</u></p> </div>	<p>第2節 道路交通の安全についての目標</p> <p>I 道路交通事故の現状と今後の見通し</p> <p>1 道路交通事故の現状</p> <p>2 道路交通事故の見通し</p> <p>II 交通安全基本計画における目標</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><u>① 世界一安全な道路の実現を目指し、令和7年までに24時間死者数を2,000人(※)以下とする。(※この2,000人に平成28年から令和元年の間の24時間死者数と30日以内死者数の比率の平均(1.20)を乗ずると2,400人)</u></p> </div>	<p>第2節</p> <p>I</p> <p>1 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>2 交通企画課</p> <p>II 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p>

② 令和2年までに死傷者数を4,500人以下に減少させる。	② 令和7年までに重傷者数を22,000人以下にする。	
<p>第3節 道路交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の道路交通安全対策を考える視点</p> <p>1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象</p> <p>(1) 高齢者及び子供の安全確保</p> <p>(2) 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>(3) 生活道路における安全確保</p> <p>2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項</p> <p>(1) 先端技術の活用推進</p> <p>(2) <u>交通実態</u>を踏まえたきめ細かな対策の推進</p> <p>(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進</p> <p>II 講じようとする施策</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>ア 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>イ 通学路等における交通安全の確保</p> <p>ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化</p> <p>(3) 幹線道路における交通安全対策の推進</p> <p>ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進</p> <p>イ 事故危険箇所対策の推進</p> <p>ウ 幹線道路における交通規制</p> <p>エ 重大事故の再発防止</p> <p>オ 適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>キ 改築等による交通事故対策の推進</p>	<p>第3節 道路交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の道路交通安全対策を考える視点</p> <p><u><重視すべき視点></u></p> <p>(1) 高齢者及び子供の安全確保</p> <p>(2) 歩行者及び自転車の安全確保</p> <p>(3) 生活道路における安全確保</p> <p><u>(4) 先端技術の活用推進</u></p> <p><u>(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進</u></p> <p><u>(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進</u></p> <p>II 講じようとする施策</p> <p>1 道路交通環境の整備</p> <p>(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備</p> <p>ア 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>イ 通学路等における交通安全の確保</p> <p>ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化</p> <p>(3) 幹線道路における交通安全対策の推進</p> <p>ア 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進</p> <p>イ 事故危険箇所対策の推進</p> <p>ウ 幹線道路における交通規制</p> <p>エ 重大事故の再発防止</p> <p>オ 適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>カ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>キ 改築等による交通事故対策の推進</p>	<p>第3節</p> <p>I 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p><重視すべき視点></p> <p>(1) 交通企画課、道路保全課、安全・安心まちづくり推進課、近畿運輸局奈良運輸支局</p> <p>(2) 交通規制課、道路保全課、交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>(3) 交通企画課、交通規制課、交通指導課、奈良国道事務所、道路保全課、道路建設課</p> <p>(4) 交通規制課、交通企画課、近畿運輸局奈良運輸支局</p> <p>(5) 交通企画課</p> <p>(6) 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>II</p> <p>1 近畿運輸局奈良運輸支局、奈良国道事務所、交通企画課、交通規制課、道路保全課、道路建設課、地域福祉課</p> <p>(1) 奈良国道事務所、交通規制課、交通指導課、道路保全課、保健体育課</p> <p>(2) 奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、交通規制課、道路建設課、道路保全課、西日本高速道路(関西)支社 奈良工事事務所、西日本高速道路(関西)支社 阪奈高速道路事務所</p> <p>(3) 奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、交通規制課、道路建設課、道路保全課、西日本高速道路(関西)支社 奈良工事事務所、西日本高速道路(関西)支社 阪奈高速道路事務所</p>

- ク 交通安全施設等の高度化
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
 - ア 交通安全施設等の戦略的維持管理
 - イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - ウ 幹線道路対策の推進
 - エ 交通円滑化対策の推進
 - オ I T S の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
 - カ 道路交通環境整備への住民参加の促進
 - キ 連絡会議等の活用

(5) 歩行者空間のバリアフリー化

(6) 無電柱化の推進

(7) 効果的な交通規制の推進

- (8) 自転車利用環境の総合的整備
 - ア 安全で快適な自転車利用環境の整備
 - イ 自転車等の駐車対策の推進

- (9) 高度道路交通システムの活用
 - ア 道路交通情報通信システムの整備
 - イ 新交通管理システムの推進
 - ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進
 - エ E T C 2.0 の展開
 - オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

- (10) 交通需要マネジメントの推進
 - ア 公共交通機関利用の促進
 - イ 自動車利用の効率化

- (11) 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ア 災害に備えた道路の整備
 - イ 災害に強い交通安全施設等の整備
 - ウ 災害発生時における交通規制
 - エ 災害発生時における情報提供の充実

(12) 総合的な駐車対策の推進

- ク 交通安全施設等の高度化
- (4) 交通安全施設等の整備事業の推進
 - ア 交通安全施設等の戦略的維持管理
 - イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - ウ 幹線道路対策の推進
 - エ 交通円滑化対策の推進
 - オ I T S の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
 - カ 道路交通環境整備への住民参加の促進
 - キ 連絡会議等の活用

(5) 高齢者等の移動手手段の確保・充実

(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化

(7) 無電柱化の推進

(8) 効果的な交通規制の推進

- (9) 自転車利用環境の総合的整備
 - ア 安全で快適な自転車利用環境の整備
 - イ 自転車等の駐車対策の推進

- (10) 高度道路交通システムの活用
 - ア 道路交通情報通信システムの整備
 - イ 新交通管理システムの推進
 - ウ 交通事故防止のための運転支援システムの推進
 - エ E T C 2.0 の展開
 - オ 道路運送事業に係る高度情報化の推進

- (11) 交通需要マネジメントの推進
 - ア 公共交通機関利用の促進
 - イ 貨物自動車利用の効率化

- (12) 災害に備えた道路交通環境の整備
 - ア 災害に備えた道路の整備
 - イ 災害に強い交通安全施設等の整備
 - ウ 災害発生時における交通規制
 - エ 災害発生時における情報提供の充実

(13) 総合的な駐車対策の推進

- (4) 近畿総合通信局、奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、西日本高速道路(株)関西支社阪奈高速道路事務所、西日本高速道路(株)関西支社奈良工事事務所、交通規制課、消防救急課、農村振興課、森林整備課、道路保全課、道路建設課

- (5) 奈良国道事務所、交通規制課、道路保全課、近畿運輸局奈良運輸支局、地域福祉課、長寿・福祉人材確保対策課

(6) 奈良国道事務所、交通規制課、道路保全課

(7) 道路建設課

(8) 交通規制課

- (9) 交通規制課、道路建設課、交通指導課、道路保全課
奈良国道事務所、リニア推進・地域交通対策課

(10) 近畿総合通信局、交通規制課

- (11) 近畿運輸局奈良運輸支局、道路建設課、リニア推進・地域交通対策課、奈良公園室

- (12) 交通規制課、道路保全課、近畿総合通信局、奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、西日本高速道路(株)関西支社阪奈高速道路事務所、西日本高速道路(株)関西支社奈良工事事務所

(13) 交通規制課、交通指導課、地域福祉課、道路建設課、

- ア きめ細かな駐車規制の推進
- イ 違法駐車対策の推進
- ウ 駐車場等の整備
- エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚
- オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

(13) 道路交通情報の充実

- ア 情報収集・提供体制の充実
- イ I T Sを活用した道路交通情報の高度化
- ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進
- エ 分かりやすい道路交通環境の確保

(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- ア 道路の使用及び占用の適正化等
- イ 休憩施設等の整備の推進
- ウ 子供の遊び場等の確保
- エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限
- オ 地域に応じた安全の確保

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ア 幼児に対する交通安全教育の推進
- イ 小学生に対する交通安全教育の推進
- ウ 中学生に対する交通安全教育の推進
- エ 高校生に対する交通安全教育の推進
- オ 成人に対する交通安全教育の推進
- カ 高齢者に対する交通安全教育の推進
- キ 障害者に対する交通安全教育の推進
- ク 外国人に対する交通安全教育の推進

(2) 効果的な交通安全教育の推進

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ア 交通安全県民運動の推進

- ア きめ細かな駐車規制の推進
- イ 違法駐車対策の推進
- ウ 駐車場等の整備
- エ 違法駐車を**排除する**気運の醸成・高揚
- オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

(14) 道路交通情報の充実

- ア 情報収集・提供体制の充実
- イ I T Sを活用した道路交通情報の高度化
- ウ 適正な道路交通情報提供事業の促進
- エ 分かりやすい道路交通環境の確保

(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

- ア 道路の使用及び占用の適正化等
- イ 休憩施設等の整備の推進
- ウ 子供の遊び場等の確保
- エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限
- オ 地域に応じた安全の確保

2 交通安全思想の普及徹底

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

- ア 幼児に対する交通安全教育の推進
- イ 小学生に対する交通安全教育の推進
- ウ 中学生に対する交通安全教育の推進
- エ 高校生に対する交通安全教育の推進
- オ 成人に対する交通安全教育の推進
- カ 高齢者に対する交通安全教育の推進
- キ 障害者に対する交通安全教育の推進
- ク 外国人に対する交通安全教育の推進
- ケ 交通事犯被收容者に対する教育活動等の充実
- コ 交通事犯により保護観察に付された者に対する保護観察の充実

(2) 効果的な交通安全教育の推進

(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ア 交通安全運動の推進

奈良公園室、西日本高速道路(株)関西支社阪奈高速道路事務所西日本高速道路(株)関西支社奈良工事事務所、奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所

(14) 近畿総合通信局、交通規制課

(15) 交通規制課、交通指導課、道路保全課、西日本高速道路(株)関西支社 阪奈高速道路事務所、西日本高速道路(株)関西支社 奈良工事事務所、奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、保険体育課、(福)奈良県社会福祉協議会

2 保健体育課、学校教育課、交通企画課、運転免許課、長寿・福祉人材確保対策課、安全・安心まちづくり推進課

(1) 保健体育課、学校教育課、交通企画課、運転免許課、長寿・福祉人材確保対策課

(2) 保健体育課、学校教育課、交通企画課、運転免許課、長寿・福祉人材確保対策課、広報広聴課

(3) 近畿経済産業局、交通企画課、交通指導課、広報広聴課、道路保全課、安全・安心まちづくり推進課、菓

<p>イ 自転車の安全利用の推進 ウ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 エ チャイルドシートの正しい使用の徹底 オ 反射材用品等の普及促進 カ 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 キ 危険ドラッグ対策の推進 ク 効果的な広報の実施 ケ 自動車事故を防止するための取組支援(安全運転推進事業の実施) コ その他の普及啓発活動の推進</p> <p>(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</p> <p>(5) 住民の参加・協働の推進</p> <p>3 安全運転の確保</p> <p>(1) 運転者教育等の充実 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>ウ 二輪車安全運転対策の推進 エ 高齢運転者対策の充実 オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底 カ 自動車安全運転センターの業務の充実 キ 自動車運転代行業の指導育成等 ク 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 ケ 危険な運転者の早期排除</p> <p>(2) 運転免許制度の改善</p> <p>(3) 安全運転管理の推進</p> <p>(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立</p>	<p><u>イ 横断歩行者の安全確保</u> ウ 自転車の安全利用の推進 エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 オ チャイルドシートの正しい使用の徹底 カ 反射材用品等の普及促進 キ 飲酒運転根絶に向けた<u>交通安全教育及び広報啓発活動等の推進</u> ク 効果的な広報の実施</p> <p>ケ その他の普及啓発活動の推進</p> <p>(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進</p> <p><u>(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進</u></p> <p>3 安全運転の確保</p> <p>(1) 運転者教育等の充実 ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 イ 運転者に対する再教育等の充実 <u>ウ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育</u> エ 二輪車安全運転対策の推進 オ 高齢運転者対策の充実 カ シートベルト、チャイルドシート及び<u>ヘルメット</u>の正しい着用の徹底 キ 自動車安全運転センターの業務の充実 ク 自動車運転代行業の指導育成等 ケ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実 コ 危険な運転者の早期排除</p> <p>(2) 運転免許制度の改善</p> <p>(3) 安全運転管理の推進</p> <p>(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 ア 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立</p>	<p>務課</p> <p>(4) 交通企画課、運転免許課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>(5) 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p> <p>3 運転免許課、近畿運輸局奈良運輸支局 (1) 運転免許課、近畿運輸局奈良運輸支局</p> <p>(2) 運転免許課</p> <p>(3) 交通企画課</p> <p>(4) 近畿運輸局奈良運輸支局</p>
--	--	--

<p>イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ウ 飲酒運転の根絶 エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進 オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進 ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等</p>	<p>イ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 ウ 飲酒運転の根絶 エ ICT・新技術を活用した安全対策の推進 オ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策 カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 キ 運転者の健康起因事故防止対策の推進 ク 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等</p>	
<p>(5) 交通労働災害の防止等 ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等</p>	<p>(5) 交通労働災害の防止等 ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等</p>	<p>(5) 奈良労働局</p>
<p>(6) 道路交通に関連する情報の充実 ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 ウ 気象情報等の充実</p>	<p>(6) 道路交通に関連する情報の充実 ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等 イ 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 ウ 気象情報等の充実</p>	<p>(6) 交通指導課、消防救急課、防災統括室、奈良地方気象台、近畿運輸局奈良運輸支局</p>
<p>4 車両の安全性の確保 (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 イ 安全に資する自動走行技術を含む先進安全自動車(A S V)の開発・普及の促進 ウ 車両の安全性等に関する日本工業規格の整備</p>	<p>4 車両の安全性の確保 (1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 ア 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等 <u>イ 先進安全自動車(A S V)の開発・普及の促進</u> <u>ウ 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進</u> エ 車両の安全性等に関する日本産業規格の整備</p>	<p>4 近畿運輸局奈良運輸支局 (1) 近畿運輸局奈良運輸支局</p>
<p>(2) 自動車アセスメント情報の提供等</p>	<p>(2) <u>自動運転車の安全対策・活用の推進</u> <u>ア 自動運転車に係る安全基準の策定</u> <u>イ 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進</u> <u>ウ 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進</u> <u>エ 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の適確な運用</u> <u>オ 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進</u></p>	<p>(2) 近畿運輸局奈良運輸支局</p>
<p>(2) 自動車アセスメント情報の提供等</p>	<p>(3) 自動車アセスメント情報の提供等</p>	<p>(3) 近畿運輸局奈良運輸支局</p>

<p>(3) 自動車の検査及び点検整備の充実 ア 自動車の検査の充実 イ 型式指定制度の充実 ウ 自動車点検整備の充実</p> <p>(4) リコール制度の充実・強化</p> <p>(5) 自転車の安全性の確保</p>	<p>(4) 自動車の検査及び点検整備の充実 ア 自動車の検査の充実 イ 型式指定制度の充実 ウ 自動車点検整備の充実</p> <p>(5) リコール制度の充実・強化</p> <p>(6) 自転車の安全性の確保</p>	<p>(4) 近畿運輸局奈良運輸支局</p> <p>(5) 近畿運輸局奈良運輸支局</p> <p>(6) 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課</p>
<p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) 交通の指導取締りの強化等 ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における指導取締りの強化等</p> <p>(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</p> <p>(3) 暴走族等対策の推進 ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止</p>	<p>5 道路交通秩序の維持</p> <p>(1) <u>交通指導取締り</u>の強化等 ア 一般道路における効果的な<u>交通</u>指導取締りの強化等 イ 高速自動車国道等における<u>交通</u>指導取締りの強化等</p> <p>(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</p> <p>(3) 暴走族等対策の推進 ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族等に対する指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止</p>	<p>5 交通指導課</p> <p>(1) 交通指導課、高速道路交通警察隊</p> <p>(2) 交通指導課</p> <p>(3) 交通指導課、運転免許課、近畿運輸局奈良運輸支局</p>
<p>6 救助・救急活動の充実</p> <p>(1) 救助・救急体制の整備 ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ 救助・救急用資機材の整備の推進 カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備</p>	<p>6 救助・救急活動の充実</p> <p>(1) 救助・救急体制の整備 ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進 オ <u>救助・救急資機材等の整備の充実</u> カ 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実 ク 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備 ケ 現場急行支援システムの整備 コ 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備</p>	<p>6 消防救急課</p> <p>(1) 消防救急課、保健体育課</p>

- (2) 救急医療体制の整備
 - ア 救急医療機関等の整備
 - イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等
 - ウ ドクターヘリ事業の推進

- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

- (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
 - ア 自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進
 - イ 政府の自動車損害賠償保障事業の充実
 - ウ 無保険(無共済)車両対策の徹底
 - エ 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等

- (2) 損害賠償の請求についての援助等
 - ア 交通事故相談活動の推進
 - イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

- (3) 交通事故被害者支援の充実強化
 - ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
 - イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
 - ウ 公共交通事故被害者への支援

8 調査研究の充実

- (1) 道路交通安全に関する研究開発の推進

- ア 高齢者の交通事故防止に関する調査研究の推進
- イ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実

- (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

- (2) 救急医療体制の整備
 - ア 救急医療機関等の整備
 - イ 救急医療担当医師・看護師等の養成等
 - ウ ドクターヘリ事業の推進

- (3) 救急関係機関の協力関係の確保等

7 被害者支援の充実と推進

- (1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
 - ア 自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進
 - イ 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用
 - ウ 無保険(無共済)車両対策の徹底
 - エ 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等

- (2) 損害賠償の請求についての援助等
 - ア 交通事故相談活動の推進
 - イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

- (3) 交通事故被害者支援の充実強化
 - ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
 - イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
 - ウ 公共交通事故被害者への支援

8 研究開発及び調査研究の充実

- (1) 道路交通安全に関する研究開発及び調査研究の推進
 - ア 高度道路交通システム (ITS) に関する研究開発の推進
 - イ 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進
 - ウ 車両の安全に関する研究の推進
 - エ 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実
 - オ 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究
 - カ その他の研究の推進

- (2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化

- (2) 地域医療連携課

- (3) 消防救急課、疾病対策課

7 交通指導課、近畿運輸局奈良運輸支局、安全・安心まちづくり推進課、(福)奈良県社会福祉協議会

- (1) 交通指導課、近畿運輸局奈良運輸支局

- (2) 交通指導課、安全・安心まちづくり推進課

- (3) 交通指導課、(福)奈良県社会福祉協議会

8 近畿運輸局奈良運輸支局、交通企画課

- (1) 近畿運輸局奈良運輸支局、交通企画課

- (2) 近畿運輸局奈良運輸支局、交通企画課

<p>第2章 鉄道交通の安全</p> <p>第1節 鉄道事故のない社会を目指して</p> <p>I 鉄道事故の状況等</p> <p>1 鉄道事故の状況</p> <p>2 近年の運転事故の特徴</p> <p>① <u>乗客の死者数ゼロを継続することを目指す。</u></p> <p>② <u>運転事故全体の死者数減少を目指す。</u></p>	<p>第2章 鉄道交通の安全</p> <p>第1節 鉄道事故のない社会を目指して</p> <p>I 鉄道事故の状況等</p> <p>1 鉄道事故の状況</p> <p>2 近年の運転事故の特徴</p> <p>II 交通安全基本計画における目標</p> <p>① 乗客の死者数ゼロを目指す。</p> <p>② 運転事故全体の死者数減少を目指す。</p>	<p>第2章 近畿運輸局奈良運輸支局、鉄道事業者</p> <p>第1節 近畿運輸局奈良運輸支局、鉄道事業者</p> <p>I 近畿運輸局奈良運輸支局、鉄道事業者</p> <p>II 近畿運輸局奈良運輸支局、鉄道事業者</p>
<p>第2節 鉄道交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点</p> <p>II 講じようとする施策</p> <p>1 鉄道交通環境の整備</p> <p>(1) 鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>【数値目標】</p> <p><u>南海トラフ地震で震度6強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率概ね100%(平成29年度まで)</u></p> <p>(2) 運転保安設備等の整備</p> <p>2 鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <p>3 鉄道の安全な運行の確保</p> <p>(1) 保安監査の実施</p> <p>(2) 運転士の資質の保持</p> <p>(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用</p> <p>(4) 気象情報等の充実</p> <p>(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応</p> <p>(6) 運輸安全マネジメント評価の実施</p>	<p>第2節 鉄道交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の鉄道交通安全対策を考える視点</p> <p>II 講じようとする施策</p> <p>1 鉄道交通環境の整備</p> <p>(1) 鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>(2) 運転保安設備等の整備</p> <p>2 鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> <p>3 鉄道の安全な運行の確保</p> <p>(1) 保安監査の実施</p> <p>(2) 運転士の資質の保持</p> <p>(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用</p> <p>(4) 気象情報等の充実</p> <p>(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応</p> <p>(6) 運輸安全マネジメント評価の実施</p> <p><u>(7) 計画運休への取り組み</u></p>	<p>第2節</p> <p>I 近畿運輸局、リニア推進・地域交通対策課、鉄道業者</p> <p>II</p> <p>1 近畿運輸局、リニア推進・地域交通対策課、鉄道業者</p> <p>(1) 近畿運輸局、リニア推進・地域交通対策課、鉄道業者</p> <p>(2) 近畿運輸局、鉄道業者</p> <p>2 近畿運輸局、鉄道業者</p> <p>3 近畿運輸局、鉄道事業者</p> <p>(1) 近畿運輸局</p> <p>(2) 近畿運輸局、鉄道事業者</p> <p>(3) 近畿運輸局、鉄道事業者</p> <p>(4) 奈良地方気象台、鉄道事業者</p> <p>(5) 近畿運輸局、鉄道事業者</p> <p>(6) 近畿運輸局、鉄道事業者</p> <p>(7) 鉄道事業者</p>

- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進
- 7 鉄道事故等の原因究明と再発防止
- 8 研究開発及び調査研究の充実

- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進
- 7 鉄道事故等の原因究明と 事故等 防止
- 8 研究開発及び調査研究の充実

- 4 近畿運輸局
- 5 近畿運輸局、鉄道事業者
- 6 近畿運輸局、鉄道事業者
- 7 近畿運輸局、鉄道事業者
- 8 近畿運輸局、鉄道事業者

<p>第3章 踏切道における交通の安全</p> <p>第1節 踏切事故のない社会を目指して</p> <p>I 踏切事故の状況等</p> <p>1 踏切事故の状況</p> <p>2 近年の踏切事故の特徴</p> <p>II <u>奈良県交通安全計画における目標</u></p> <p><u>踏切事故ゼロを目指す。</u></p>	<p>第3章 踏切道における交通の安全</p> <p>第1節 踏切事故のない社会を目指して</p> <p>I 踏切事故の状況等</p> <p>1 踏切事故の状況</p> <p>2 近年の踏切事故の特徴</p> <p>II 交通安全基本計画における目標</p> <p><u>令和7年までに踏切事故件数を令和2年と比較して約1割削減することを目指す。</u></p>	<p>第3章</p> <p>第1節 近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者、交通規制課</p> <p>I 近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者、交通規制課</p> <p>II 近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者、交通規制課</p>
<p>第2節 踏切道における交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点</p> <p>II 講じようとする施策</p> <p>1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</p> <p>2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>3 踏切道の統廃合の促進</p> <p>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置</p>	<p>第2節 踏切道における交通の安全についての対策</p> <p>I 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点</p> <p>II 講じようとする施策</p> <p>1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進</p> <p>2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施</p> <p>3 踏切道の統廃合の促進</p> <p>4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置</p> <p>※ 第2部 海上交通の安全、第3部 航空交通の安全は省略</p>	<p>第2節</p> <p>I 近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者</p> <p>II</p> <p>1 近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者</p> <p>2 近畿運輸局、交通規制課、鉄道事業者</p> <p>3 近畿運輸局、道路管理者、鉄道事業者</p> <p>4 近畿運輸局、道路建設課、道路保全課、鉄道事業者</p>